

大宜味村農業委員会だより (9月号)

今月の各種申請締切は
9月10日(月)です。

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

編集・発行：大宜味村農業委員会 ☎0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

7月総会の結果報告 第16期第11回農業委員会総会 開催7月25日(水)

番号	議案	申請地域	結果	内容
31	農地利用集積計画の承認	津波	可	賃貸借権の設定(畑作)
32	農地法第3条許可申請	田嘉里	可	所有権移転(贈与)
33	農地法第5条許可申請	田嘉里	可	農地転用にかかる所有権移転

総会の議事録は大宜味村のホームページで公開しています。

遊休農地の発生防止に農地中間管理事業の活用を！

「忙しくて手が回らない」「今は使えていないがそのうち使う」「高く買ってくれる人が出てくるまで誰にも売らない」—農地所有者や耕作者のこうした理由から、遊休化する農地が増えています。

一方で、遊休農地にはしたくないのに「他人に貸すと返ってこない」「農地を取られてしまう」などの不安から、なかなか貸し出せない所有者もいます。

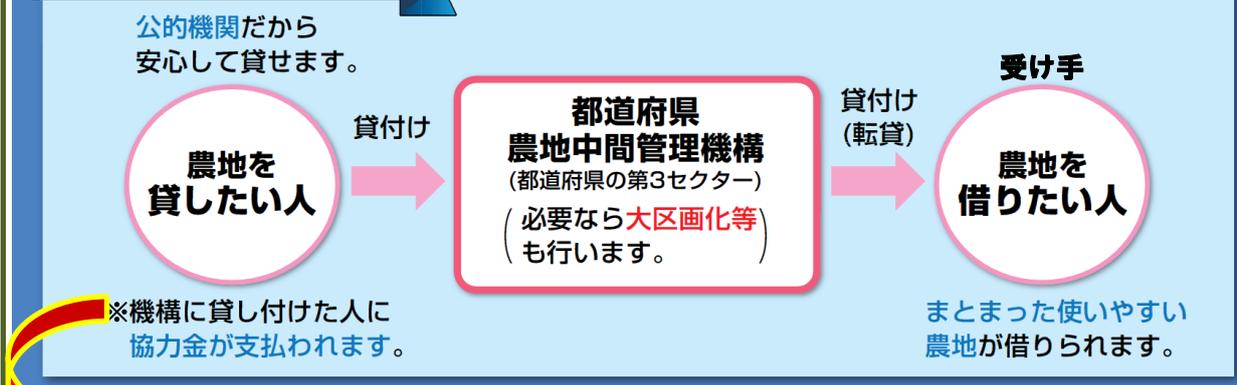
大宜味村では、農地中間管理機構(沖縄県農業振興公社)の農地中間管理事業を活用し、このような農地の問題解決に取り組んでいます。

〈機構に貸し出すメリット〉

- 決まった年数だけ貸し出すことができます。契約期間が終了すれば農地は戻ります。
- 機構が責任をもって預かり、認定農業者など適切な受け手を選定し、転貸します。
- 契約期間中の賃料は、公社が責任を持って所有者にお支払いします。(詳しく担当まで)
- 面倒な賃貸借の手続き・管理も公社が行いますので安心です。等々

機構はこんな仕組みです

農林水産省のパフレットより



※農地の貸付期間を10年以上にする等条件があります。詳しくは村産業振興課までお問合せ下さい。

農地の相続

Q&A Vol. 1

Q. 農地を相続するとき、農業委員会の許可が必要ですか？

A. 法定相続人以外の第三者が相続する場合は、「農業委員会の許可」が必要です。

相続人が法定相続人の場合(子どもや親、兄弟など)、農業委員会の許可は不要です。

相続発生から10ヶ月以内に所定の様式で届けないと、10万円以下の罰金が課せられることになっています。

詳しくは農業委員会にお問合せ下さい。

9月22日はシークワサーの日！あれこれ&レシピ紹介



シークワサーをPRする
前田さん(左)と山城さん(右)

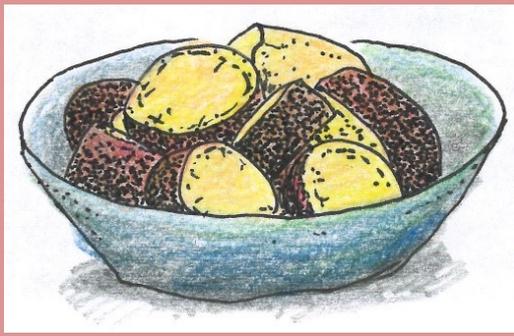
もうじき旬を迎えるシークワサー。沖縄の方言でミカン類を「クニブ(九ん母)」と呼ぶことから、語呂合わせで9月22日はシークワサーの日とされています。

大宜味村のシークワサー販売促進員1年目の前田毅志さんは、「この時期にピークを迎える青切りは、加工用よりも多くのクエン酸を含んでいる。夏バテ防止に活用してほしい」とアピール。

村シークワサー産地振興協議会事務局の山城大地さんは、青切りシークワサーの出荷量について、「加工用と比べ果実が小さく、収穫に手間がかかり、真夏の暑い中での作業となるためなかなか出荷量が伸びない」と話し、「青切りは比較的高単価で、農家の手取り収入を増やすことにもなる。みんなで青切りの出荷量を伸ばす良い方法をいっしょに考えましょう」と呼びかけています。



シーちゃんの スペシャルレシピ



さつまいものシークワサー煮

- さつまいも 小1本(200g) • シークワサー 2~3個
- 砂糖 大さじ1 (市販の果汁50ccでも可)
- 塩 少々



- ① さつまいもはよく洗い、皮つきのまま乱切りし、水にさらして水気を切る
- ② 鍋にさつまいもを入れ、ひたひたの水を加えて火にかける
- ③ 煮立ったら、砂糖とシークワサーの果汁を入れ、火が通るまで弱火でゴトゴト煮る
- ④ 仕上げに塩少々を加えてひと煮し、完成!



農作物や資材の盗難に注意



先日発生した田嘉里でのマンゴー盗難事件について、喜如嘉駐在所、警部補の大城正清さんに、盗難の状況や今後の対策について詳しくお伺いしました。

聞き手：「今回の盗難はどのような状況で行われたのでしょうか？」

大城さん：「ハウス前の入り口の施錠はしていたが裏口から侵入され、盗まれていました。対策としては、**すべての入り口を施錠**をすることが一番です。また、マンゴー農家だけでなく農家の皆さんからは、被害にあつて日が過ぎてから盗難があつたと後から耳にします。後からではなく、被害にあつた日に**速急に情報として知らせてほしい**」

万が一盗難にあつた場合は、被害の拡大を防ぐためにも迅速に駐在所へ情報提供をお願いします。

「はるさー掲示板」を開設します！！

農業委員会だよりの誌上において、遊休農地や遊休農地予備軍の解消を進めるために、農地の売りたい買いたい、貸したい借りたい情報を掲載します。農地を売りたい、買いたい、農地を貸したい、借りたい方は農業委員会まで情報提供をよろしく願います。



また、中古農機についても掲載を予定しています。使えるけど必要なくなった農機を格安で売りたい又は買いたい等の情報がありましたら情報提供をお願いします。

※情報は提供のみです。価格等の条件については当事者間で責任を持って行って下さい。個人情報掲載しません。売買や貸し借りを希望の方は、農業委員会事務局までご連絡ください。事務局電話番号 0980-44-3477